

ワーク・ライフ・バランスって?

ワーク・ライフ・バランスと聞いて、どのようなイメージを思い浮かべますか?「仕事の時間とプライベートの時間を分配すること」とお考えになる方もいらっしゃるかもしれませんが、それは違います。

ワーク・ライフ・バランスとは、ワーク(仕事)とライフ(家庭や生活)のいずれか一方を犠牲にするといったものではなく、個人の働き方や企業の制度を見直すことで、ワークもライフもより充実したものにする、という考え方です。

平成20年から、国は持続的発展に不可欠なものとして仕事と生活の調和の実現に向けて取り組んでいます。



「仕事と生活の調和が実現した社会」とは、



「国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のことで、具体的には**3つの柱**が設定されています。

●具体的な3つの柱

*就労による経済的自立が可能な社会

⇒いきいき働き、暮らしの経済的基盤を確保する

*健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

⇒健康を保持し自己啓発や、地域活動への参加のための時間を持てる豊かな生活

*多様な働き方・生き方が選択できる社会

⇒様々な働き方、生き方に挑戦できる機会が提供され、個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、公正な処遇が確保される



女性相談窓口の状況 ～DVの相談が増加！～

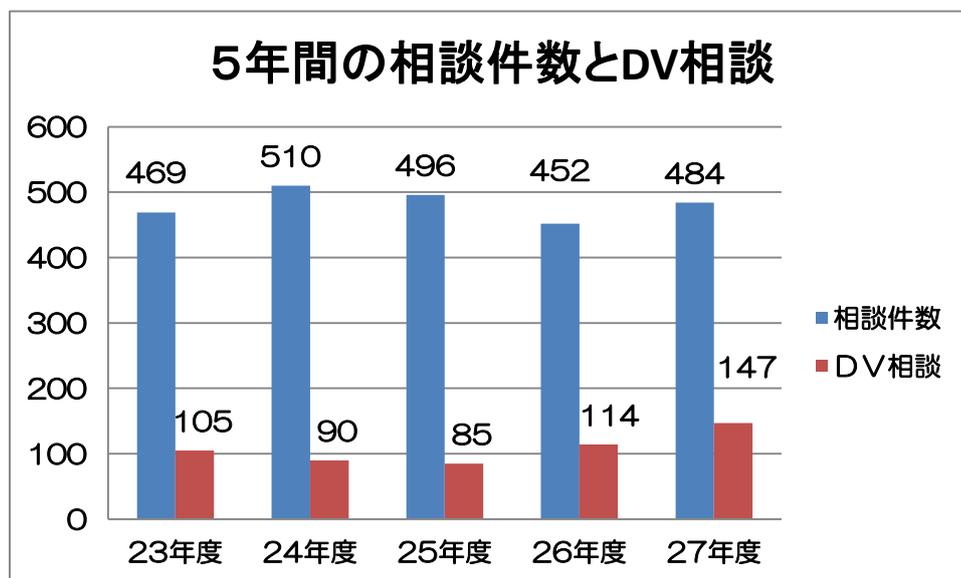


1. 相談件数 ～最近5年間の相談件数とDV相談

「八幡市女性相談窓口」では、DV・ストーカー・セクハラなど女性が抱えているさまざまな悩みの相談を受けています。相談の内容は多岐に渡っていますが、昨年一番多かったのはDVで、全体の30.4%でした。

DVとは“ドメスティック・バイオレンス”の略で「夫婦に限らず恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力」のことです。

過去5年間相談件数と、DV相談の件数は、次のとおりです。



2. 相談内容

DVモラルハラスメントとは

かつて“夫婦げんか”として扱われていたパートナー間の暴力は、DVであるとの認識が広がりました。最近のDV相談の傾向としては、身体的な暴力やあからさまな威嚇はない「精神的暴力」を含むDVモラルハラスメントの相談が多くなっています。相手への不満、非難等をため息や無視、見下すしぐさなどで示したり、直接的なコミュニケーションを拒否し、ラインや子供を通しての伝言で、意思を伝える、被害者が何をやっても非難する。など一つひとつの行為は些細に思えますが、被害者は少しずつ精神的ダメージが重なり身体症状を起こすことがあります。これらの行為がDVモラルハラスメントであることは、まだ認識が浅いようです。

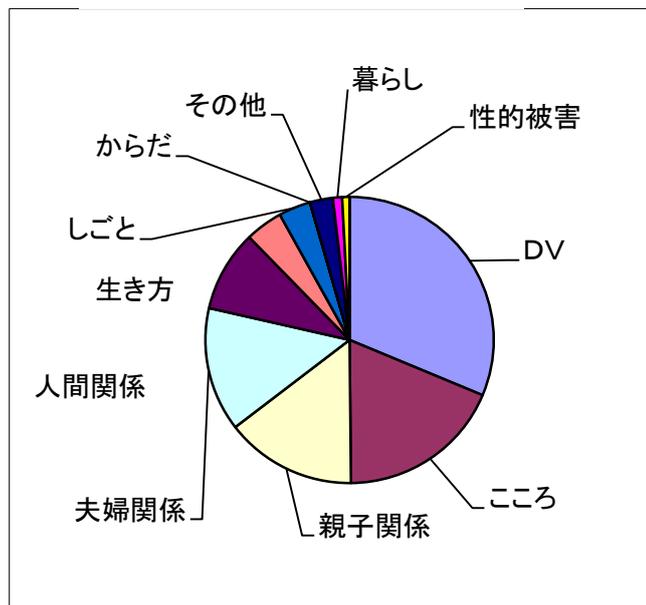


DV 相談以外には次のような内容の相談があります。

DV (30.4%) のほかには？

① ころころ……不安・イライラ・うつなど	18.0%
② 親子関係……離婚での親権争い・虐待など	14.3%
③ 夫婦関係……離婚・経済的不安・夫の浮気など	13.6%
④ 人間関係……近隣との関係・友人関係での悩み	8.9%
⑤ 生き方……自分の性格・生きがい	4.1%
⑥ 仕事……解雇・仕事が長続きしないなど	3.5%
⑦ からだ……更年期・ストレスによる過呼吸など	2.9%
⑧ 暮らし……サラ金クレジット・生活苦など	1.0%
⑨ 性的被害……性暴力・セクハラなど	0.8%
⑩ その他……近況報告、お礼、苦情、作話	2.5%

平成27年度相談の状況



3. 相談のかたち

相談は、面接相談と電話相談の2つがあります。過去6年間の相談の形態をグラフにしてみました。

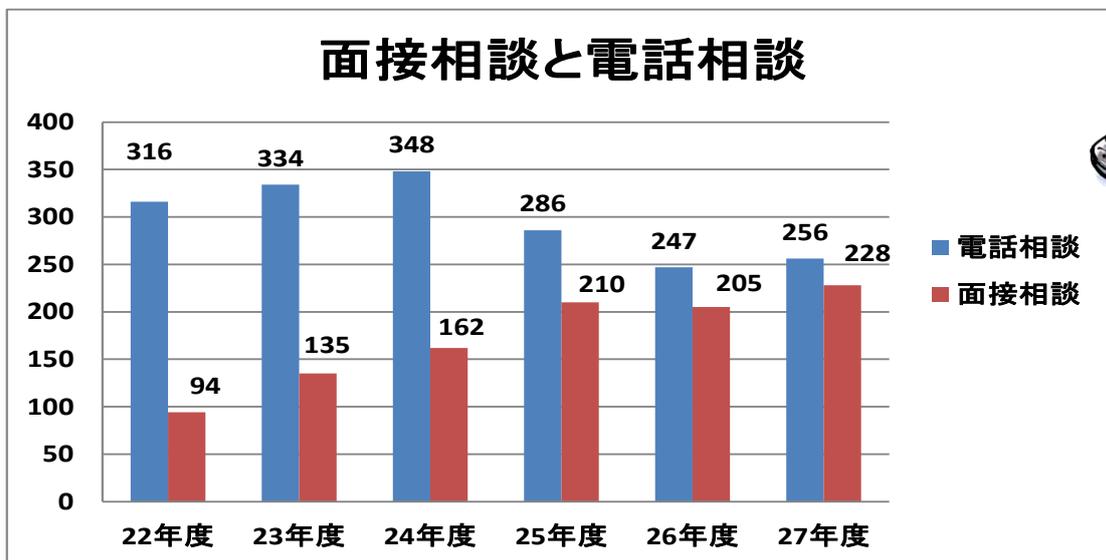


6年とも電話相談が面接相談を上回っていますが、徐々に面接相談が増えてきています。この背景には、いくつかのことが考えられますが、人との関係が希薄になってきている現代社会の風潮の中で“顔が見えない方が話しやすい”けれど、



勇気を出して来所された方が、対面の面談を繰り返すことにより、問題を解決されたり、重くなった肩の荷を下ろしてご自分の人生を生きていこうとする方が増えているように思います。

面接相談と電話相談



こんなときどうしたらいいの？



夫からの暴力を受けて身の危険を感じたとき

- ☆ 八幡警察署
Tel 075-981-0110 <24 時間対応>
- ☆ 京都府家庭支援総合センター
Tel 075-531-9910 <一時保護有>
毎日 9:00~20:00 ※土、日、祝日含む

保護命令を申請したいとき

- 京都地方裁判所
Tel 075-211-4111
月~金 9:00~17:00(12 時~13 時休み)

法律相談を受けたい

- 八幡市弁護士相談 要予約 広報をご確認下さい
Tel 075-983-8400 (予約生活情報センター)
基本は、第 1、第 2、第 3 火曜日
(13:30~16:00)

女性ルームをご存じですか

この女性ルームは、男女共同参画社会の実現のために活動されている市民の方や団体に、学習や情報交換、交流の活動の拠点として利用していただいています。

利用日時:月曜~金曜日
午前9時~午後5時
土曜日
午前9時~11時30分

詳細は八幡人権・交流センターに
問い合わせください。

Tel 981-3127

女性相談窓口について

女性相談窓口では、DV、ストーカー、セクハラなど女性にかかわる
いろいろな悩みの相談を受けています。

一般相談とフェミニストカウンセリングがあります。お問合せください。

◎ 一般相談：月曜日~金曜日（祝日を除く）

午前 10 時~午後 5 時

面談相談と電話相談があります。

☆女性問題アドバイザーが相談に応じます。

◎フェミニストカウンセリング

毎月第 2・4 木曜日（祝日の場合翌日）

午後 1 時 30 分~4 時 30 分

面接相談

☆フェミニスト・カウンセラーが相談に応じます。

☆予約が必要です。1 日 3 人まで

場 所：八幡人権・交流センター
Tel : 075-983-1784 (直通)